

都市計画法第34条第2号の許可運用基準

- 1 許可基準1及び基準2について、利用対象となる観光資源及び建物用途は、市の観光施策及び都市計画の観点から支障のないものであること。
- 2 許可基準3(2)の申請地の規模について、それぞれの建物用途が基準に該当する複合建築物の場合、申請地の規模は基準値である500m²に対して、建物用途の数を乗じた面積を上限とする。
ただし、複合用途が一の建築物である場合に限る。
- 3 許可基準3(5)の駐車場について、申請地に隣接して適切に設けることができれば、申請地外であっても支障のないものとする。